引をいう。以下この款において同じ。）に基づいて発生した手形債権（破産更生債権等（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権をいう。以下この号において同じ。）で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。）をいう。）

ハ　事業未収金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金（当該未収金に係る債権が破産更生債権等で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。）をいう。）

ニ　所有権移転ファイナンス・リース（ファイナンス・リース（契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。以下この二及び第百十八条において同じ。）が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。ホ及び同条において同じ。）のうち、契約上の諸条件に照らしてリースの対象となる資産の所有権が借手に移転すると認められるものをいう。以下この項において同じ。）におけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ホ　所有権移転外ファイナンス・リース（ファイナンス・リースのうち、所有権移転ファイナンス・リース以外のものをいう。以下この項において同じ。）におけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ヘ～ヌ　（略）

二　次に掲げる資産（ただし、イからトまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）有形固定資産

イ～ヘ　（略）

ト　使用権資産（リースの対象となる資産を使用する権利をいう。以下この項において同じ。）（リースの対象となる資産がイからヘまで及びリに掲げるものである場合に限る。）

チ・リ　（略）

三　次に掲げる資産　無形固定資産

イ～ト　（略）

チ　使用権資産（リースの対象となる資産がイからヘまで及びリに掲げるものである場合に限る。）

リ　（略）

四　次に掲げる資産　その他固定資産

イ～ヘ　（略）

ト　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち、第一号ニに掲げるもの以外のもの

ニ～チ　（略）

二　次に掲げる資産（ただし、イからトまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）有形固定資産

イ～ヘ　（略）

ト　リース資産（当該組合がファイナンス・リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、リース物件（リース契約により使用する物件をいう。以下同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからヘまで及びリに掲げるものである場合に限る。）

チ・リ　（略）

三　次に掲げる資産　無形固定資産

イ～ト　（略）

チ　リース資産（当該組合がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからヘまで及びリに掲げるものである場合に限る。）

リ　（略）

四　次に掲げる資産　その他固定資産

イ～ヘ　（略）

（新設）